

慶弔見舞金規程

第1章 総 則

第1条（適用）

この規程は、試用期間を経過した者（以下「従業員」という）の慶弔にかかる見舞金の支給に関して定めたものである。

2. 定年後の再雇用者には本規程を適用しない。
3. 社内結婚の場合は、いずれか一方のみ（金額の多い該当者）に支給する。

第2章 慶弔金および見舞金

第2条（支給事項の範囲）

従業員の慶弔に関する慶弔金および見舞金は以下の各号のとおりとする。

- ①本人の結婚
- ②本人または配偶者の出産
- ③子供の入学・進学
- ④本人の業務上の事故等による死亡
- ⑤本人の業務外の事由による死亡
- ⑥家族の死亡
- ⑦本人の住居が被災したとき
- ⑧その他必要と認められたとき

第3条（届出義務）

従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、住民票、学生証その他、その事実を証明する書類を添付または掲示し、使用者へ届け出ることを要する。

第4条（結婚祝金）

従業員が結婚したときは以下の各号により、結婚祝金を支給する。ただし、再婚の場合は半額とする。

- | | |
|----------------|---------|
| ①勤続6ヶ月以上1年未満の者 | 10,000円 |
| ②勤続1年以上3年未満の者 | 20,000円 |
| ③勤続3年以上の者 | 30,000円 |

第5条（出産祝金）

従業員またはその配偶者が出産したときは、以下の各号により、祝金を支給する。ただし、会社の経営状況（毎年の利益計画達成率80%未満、または赤字決算）により、減額または支給しない場合がある。

- ①勤続6ヶ月以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 50,000円
- ③勤続5年以上の者 300,000円

第6条（入学・進学祝金）

従業員の子（正社員、もしくはその配偶者に扶養義務のある子に限る）が入学・進学したときは、以下の各号により、祝金を支給する。ただし、会社の経営状況（毎年の利益計画達成率80%未満、または赤字決算）により、減額または支給しない場合がある。

(1) 小学校

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 50,000円
- ③勤続5年以上の者 100,000円

(2) 中学校

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 50,000円
- ③勤続5年以上の者 100,000円

(3) 高校

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 100,000円
- ③勤続5年以上の者 200,000円

(4) 専門学校（卒業時に専門士または高度専門士の称号を得られる学校に限る）

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 100,000円
- ③勤続5年以上の者 200,000円

(5) 短期大学（2年制または3年制）

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 100,000円
- ③勤続5年以上の者 200,000円

(6) 大学（4年制または6年制）

- ①勤続1年以上3年未満の者 10,000円
- ②勤続3年以上5年未満の者 150,000円
- ③勤続5年以上の者 300,000円

第7条（弔慰金）

従業員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の3ヶ月分を支給する。

- 2. 従業員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の1ヶ月分を支給する。

第8条（家族の死亡）

従業員の家族の死亡については、以下の各号の弔慰金を支給する。

①配偶者の死亡の場合

役職者 40,000 円、一般従業員 30,000 円

②子、父母、同居の義父母の死亡の場合

役職者 30,000 円、一般従業員 20,000 円

③血族の兄弟姉妹、同居の祖父母の死亡の場合

10,000 円

第9条（供花等）

配偶者、子、父母、同居の義父母が死亡したときは、供花一对および籠盛を供える。

第10条（被災見舞金）

従業員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

区分		全焼、全壊 全流失	半焼、半壊 半流失	床上浸水等 状況に応じて
世帯主で扶養家 族のある者	自己所有	50,000 円	30,000 円	20,000 円
	借家等	20,000 円	10,000 円	5,000 円
世帯主でない者 および独身者	自己所有	20,000 円	10,000 円	5,000 円
	借家等	10,000 円	6,000 円	3,000 円

第11条（その他の慶弔見舞金）

前各条に定めがないものでも状況により支給の必要のあるときは、その都度、会社が決定する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、令和3年8月1日より改定する。（パート社員を対象に追加）